

# 那覇市小学生バレーボール連盟

## 旅費規程

### (目的)

第1条 本規定は、本連盟役員が、会議及び業務出張等に出席する際の旅費に関する事項について定め、業務の円滑な運営に資するものとする。

### (役員区分)

第2条 前条に規定する役員等の区分は次の通りである。

- (1) 会長・副会長
- (2) 理事長・副理事長・常任理事・理事
- (3) 監事
- (4) 各部長及び那覇市スポーツ少年団派遣理事
- (5) 前述1. 2. 3. 4. 項以外の者及びこれに準ずる者

### (出張の区分)

第3条 出張等は、次の通りとする。

1. 大会参加
  - (1) 全国大会
  - (2) 九州大会
  - (3) 沖縄県大会
  - (4) 日南市交流大会
2. 沖小連関係（常任理事会・理事会・各委員会・研修会・講習会等）
3. その他（会長が、業務出張と認めた会議及び業務）

### (旅費の支給)

第4条 役員等が、会議及び業務出張に出席する場合には、当該者に対し旅費等を支給する。ただし、他から交通費・宿泊費等の一部または全額の支給を受けた場合は、その範囲内の当該旅費などは支給しない。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類については下記のとおりとする。

- (1) 交通費（航空運賃含む）
- (2) 宿泊費
- (3) 懇親会費
- (4) 日当
- (5) 食卓料

(交通費)

第6条 航空運賃は、旅程に応じて、旅行社に支払った実費とする。

2. 航空券の予約は、本人が指定旅行社へ発券の依頼（可能な限り一ヶ月前予約の早割とする）をし、旅行社への支払いは、会計が行うこととする。
3. その他の交通機関の利用とその金額は、以下の通りとする。
  - (1) 鉄道運賃は、普通運賃を原則とするが、時間等の事情により特急運賃も可能とする。
  - (2) レンタカーの利用は、普通車を基本とする。
  - (3) バス・タクシーを利用する場合は、実費とする。
  - (4) 自家用車を利用した場合の駐車料金は、その実費を支給する。

(宿泊費)

第7条 1泊あたり基準1万円とするが、業務上1万円（税抜き）を上回る場合は、会長の判断とする。

2. 宿泊は、ホテルパックの活用を基本とし、出張該当者本人が、指定旅行社に予約し、支払いは会計が行う。

(懇親会費)

第8条 会議及び業務出張に伴う懇親会参加費用は、その実費を支給する。ただし、二次会等は自費とする。

(日 当)

第9条 会議及び業務出張出席日数に応じ、一日当たりの定額により支給する。

2. 会議及び業務出張等の日当は、以下の通りとする。
  - (1) 県内での会議及び業務出張は、一律1,000円/日とする。  
ただし、高速利用の場合は、その実費を上乗せする。
  - (2) 県外（日小連・九州小連主催）での会議及び業務出張は、一律2,000円/日とする。

(食卓料の支給)

第10条 1食あたり昼食1,000円以内、夕食2,000円以内とする。

支給基準は以下の通りとする。

- (1) 昼食については、4時間の活動を超え、12時をまたぐ場合。
- (2) 夕食については、4時間の活動を超え、19時をまたぐ場合。
- (3) 出張等で、主催者側が食事を用意しない場合は、上記の基準による。
- (4) 業務に係わる会議費及び接待交際費については、別途実費を支給する。

(旅費の計算)

第11条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法による運賃の計算とする。

業務上の必要または天災、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法がとれない場合には、その状況によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求)

第12条 旅費を受けようとする者は、その領収書を提出し請求することとする。

※領収書の紛失及び領収書の貰えない場合(バス料金等)は、会長判断とする。

(旅費の調整)

第13条 会長は、会議及び業務出張等の性質上、または会議及び業務出張等の会場の実情、その他特別な事情により、この規定による旅費の支給が妥当でないとき、これを増額又は減額することができる。

(派遣審判員の旅費)

第14条 九州大会等への派遣審判員への出張旅費は、沖縄県小学生バレーボール連盟の旅費規程に照らし合わせて決定する。

(その他)

第15条 ここに記載がない場合は、会長判断により決済をする。

(附則)

この規程は、総会終了後から施行する。